

沖縄県子どもへの貧困対策に関する 最終評価報告書(案)について

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する政府・県の対応
- 2 最終評価の概要について
- 3 指標及び重点施策の状況について
- 4 ライフステージごとの取組状況について
- 5 沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態
- 6 今後の課題及び展開方向について

1 子どもの貧困対策の推進に関する政府・県の対応

	政府	沖縄県
平成24年 3月	●「沖縄振興特別措置法」改正 沖縄特有の事情も勘案し、国及び地方公共団体に、子育て支援の充実を図るとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の修学及び就業への援助に努めることなどが規定	
平成25年 6月	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」公布	
平成26年 1月	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	
8月	●「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	
平成28年 1月		●沖縄県の子どもの貧困率公表
3月		●「沖縄県子どもの貧困対策計画」策定 ●「沖縄県子どもの貧困対策推進基金(30億円)」設置
4月	●内閣府「沖縄子供の貧困緊急対策事業」創設	●子ども未来政策室設置(青少年・子ども家庭課内)
6月		●「沖縄子どもの未来県民会議」設立
11月		●子ども未来政策課設置
平成29年 5月		●「沖縄21世紀ビジョン基本計画」改定 子どもの貧困対策の推進を新たな施策展開として追加
10月		●「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」策定 困窮世帯の割合20%など「16の成果指標」と「5の施策」を設定
平成31年 3月		●「沖縄県子どもの貧困対策計画」改定
令和元年 6月	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正・公布	
9月	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正・施行	
11月	●「子供の貧困対策に関する大綱」見直し・閣議決定	

沖縄県子どもの貧困対策計画【改定計画】の概要 (計画期間:平成28年4月から令和4年3月までの6年間)

1 計画策定の趣旨、基本理念、基本方向

※改定は青字箇所

- <基本理念>
社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す。
- <基本方向>
 - (1) 子どものライフステージに即した総合的な施策を実施
 - (2) 貧困の世代間連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として取り組む。
 - (3) 学校を貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に対策を推進
 - (4) 保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組む。 など

2 貧困を取り巻く現状と課題

- 1 沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態
 - 子どもの貧困率
沖縄29.9%(H26) 全国13.9%(H28)
 - 10代出産割合
沖縄2.6%(H28) 全国1.2%(H28) 等

- 2 子どもの生活実態調査による現状と課題
 - (1) 各年齢・学年を通じた子どもと保護者の状況
 - (2) 未就学児の状況
 - (3) 小中学生の状況
 - (4) 高校生の状況

4 調査研究、情報の収集・蓄積

- 子どもの貧困の実態に関する調査研究を継続的に実施
- 子どもの貧困対策に関する情報の収集・蓄積、市町村への提供

5 連携推進体制の構築

- 関係機関における連携推進体制
- 沖縄子どもの未来県民会議による県民運動としての子どもの貧困対策の展開
- 庁内及び外部有識者等による施策評価を実施し、計画の効果的な推進を図る。

3 指標の改善に向けた当面の重点施策

つながる仕組みの構築

- 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築
 - 母子健康包括支援センターの設置促進、母子保健コーディネーター等の人材育成
 - 小規模離島町村への貧困対策支援員の派遣 等

ライフステージに応じた子どもと保護者への支援策

乳幼児期

- 子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供
 - 待機児童解消と保育士確保
 - 現物給付制度の市町村実施を支援 等

支援を要する若者

- 寄り添い型の支援に取り組む
 - soraeを拠点とした総合的な施策
 - 児童養護施設退所者等への給付型奨学金の拡充と寄り添い支援 等

小中学生

- 学校をプラットフォームとした総合的な対策の推進
 - 就学援助の充実
 - むし歯治療の受診勧奨 等

保護者

- 生活相談や個々の状況に応じた支援
 - 母子生活支援施設の設置促進や民間アパートを活用した住宅支援
 - 可処分所得の向上に資する施策 等

高校生

- 中途退学防止、学習支援、キャリア教育の充実
 - 学校内への居場所の設置
 - 専門的な支援を要する居場所設置
 - 中高生の通学費の負担軽減 等

雇用の質の改善等に向けた取組

- 雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得向上につながる企業の取組を促進
 - 正規雇用化の促進
 - 働きやすい雇用環境の整備促進 等

子どもの貧困に関する指標及び目標値

- 指標 34指標⇒41指標(追加7)
 - 3歳児むし歯有病者率
 - 困窮世帯の割合
 - 正規雇用者の割合 等

2 最終評価の概要について

(1) 趣旨

沖縄県子どもの貧困対策計画（平成28年3月～令和4年3月）について、沖縄県子どもの貧困対策推進会議（議長：知事）において、計画に定める施策の点検評価を行うとともに、外部有識者等で構成する会議において、施策の分析・評価を行い、計画の成果や課題等を総括（最終評価）する。

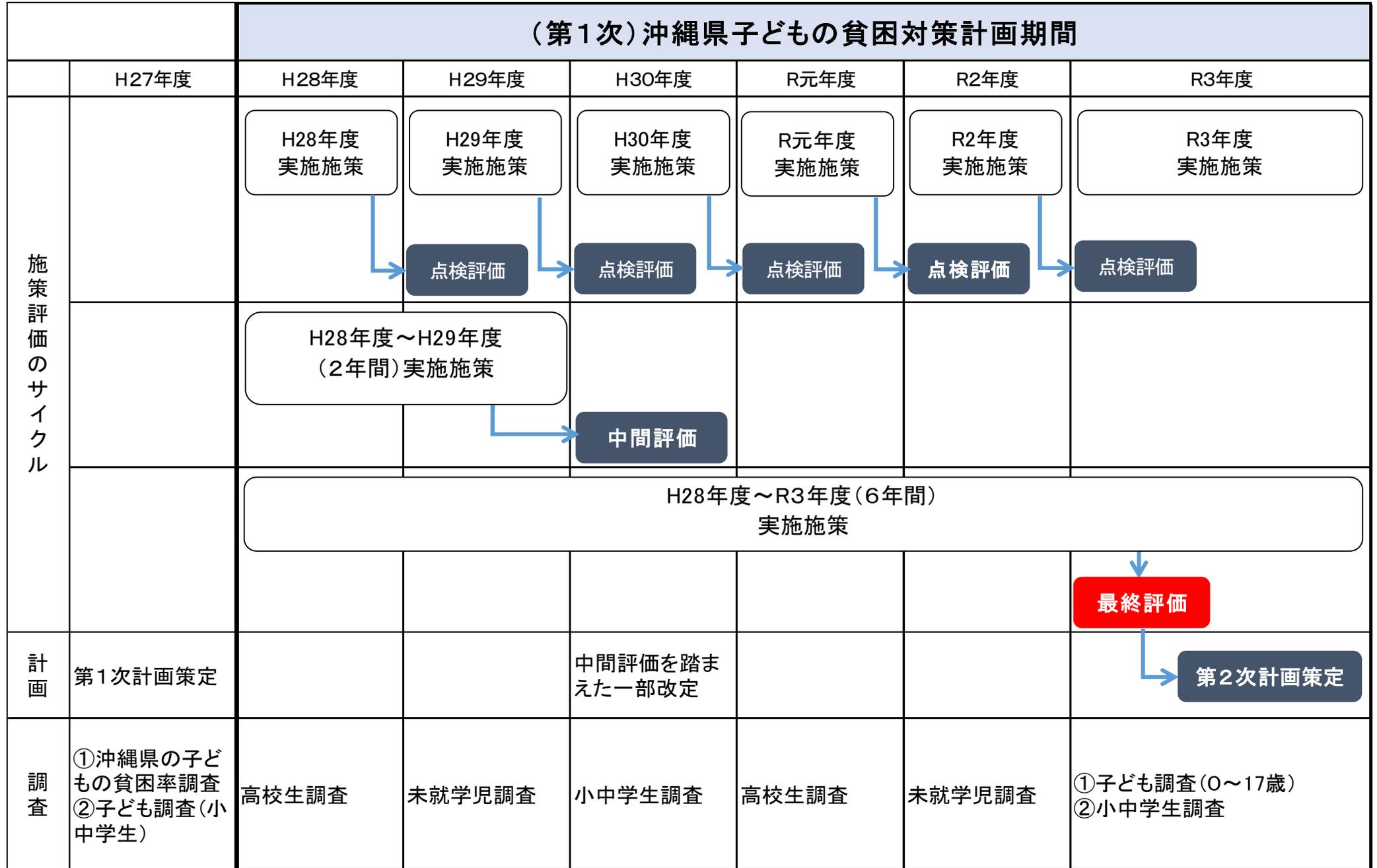
(2) 最終評価の対象

- ① 計画に定める重点施策
- ② その他、各部等が実施する子どもの貧困対策に資する施策

(3) 最終評価の主な視点

- ① 計画に定める目標値の達成状況
- ② 計画に定める重点施策等の取組状況
- ③ 重点施策等の実施に係る成果及び課題
- ④ 重点施策等の成果や課題を踏まえた今後の展開方向

<参考> 施策評価のサイクル



3 指標及び重点施策の状況について

(1) 子どもの貧困対策計画【改定計画】に掲げる指標の改善状況等について

41指標のうち、11指標（26.8%）が達成、26指標（63.4%）が改善。
改善した26指標のうち、6指標（14.6%）は達成見込（達成率が85%以上）。

	達成	改善		横ばい	後退	合計
		85%以上	85%未満 5%超	5%未満 ▲5%超	▲5%未満	
基準年(又は年度)と比較した数値の改善状況等	11指標 26.8%	6指標 14.6%	20指標 48.8%	1指標 2.4%	3指標 7.3%	41指標 100%

(2) 重点施策等の取組状況について

160の重点施策については、令和元年度までに全て着手し、取り組みを実施。

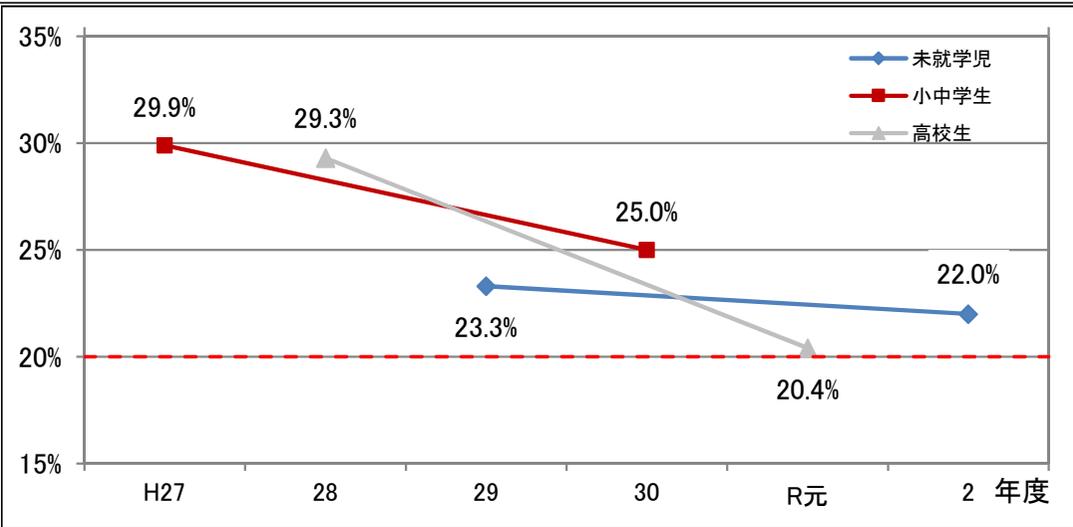
		ライフステージに応じたつながる仕組みの構築	ライフステージに応じた子どもへの支援	保護者への支援	雇用の質の改善等に向けた取組	その他	合計
重点施策数		31施策	92施策	29施策	7施策	1施策	160施策
令和 2 年度	着手済	31施策	92施策	29施策	7施策	1施策	160施策
	(施策に関連する事業等)	(32事業)	(109事業)	(44事業)	(9事業)	(9事業)	(203事業)

3 指標及び重点施策の状況について

(3) 困窮世帯の割合について

指標「困窮世帯の割合」は、全てのライフステージで改善しているものの、改善状況は十分とは言えない。

① 困窮世帯の割合

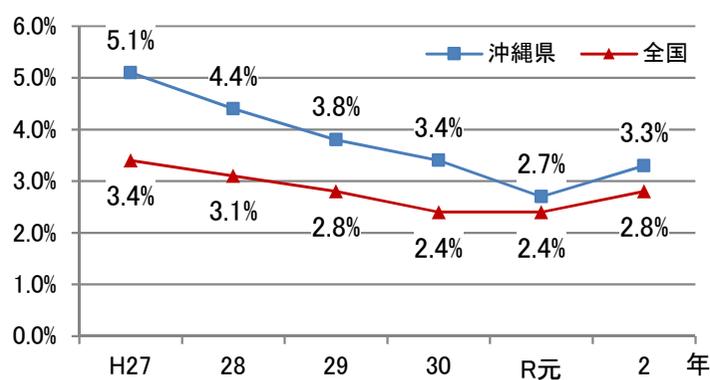


	基準値	直近値	目標値	達成状況
未就学児	23.3% (H29年度)	22.0% (R2年度)	20%	改善
小・中学生	29.9% (H27年度)	25.0% (H30年度)		
高校生	29.3% (H28年度)	20.4% (R元年度)		

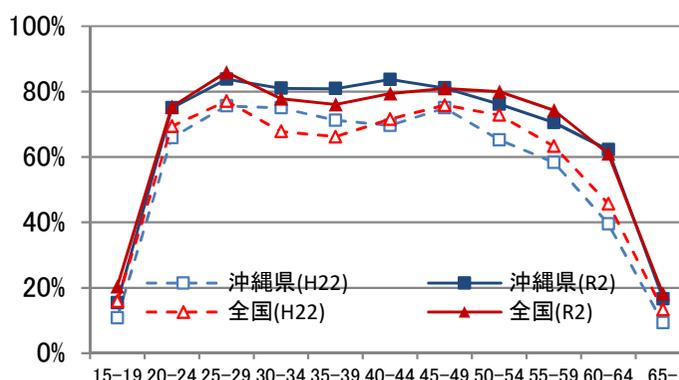
達成状況の要因

- 子供の貧困緊急対策事業により支援員の配置等が進んだことで、保護者をサポートする体制が整備された。また、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し市町村において就学援助の拡充等が図られた。
- 平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善も見られた。
- これらの要因により、困窮世帯の割合は改善している。

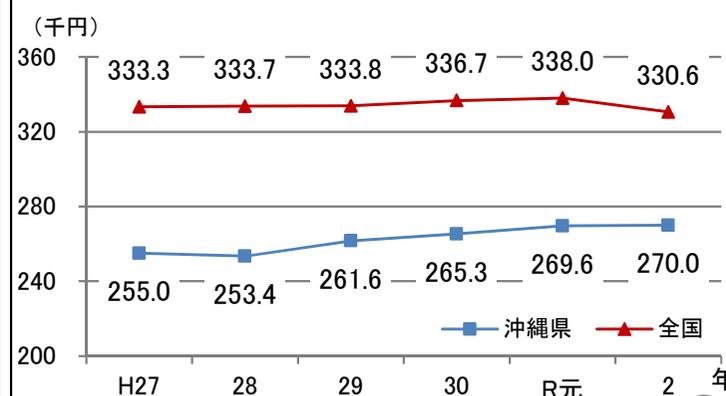
完全失業率



女性の年齢階級別労働参加率



きまって支給する現金給与額(月額)



4 ライフステージごとの取組状況について

(1) - 1 乳幼児期



<主な重点施策>

① 乳児家庭全戸訪問事業

[1]

取組の内容及び結果

- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業について、令和2年度は事業実施41市町村のうち29市町村に対して、事業費の補助(1/3)を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から平成30年度までで41,600世帯、令和元年度は13,383世帯の生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問したことにより、支援が必要な世帯の把握が進み、必要な支援につなげた。
- 育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握のほか、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討等を実施した。

検討事業

[4]

取組の内容及び結果

- 母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿として骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施した。
- また、乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健推進員への研修等を行った。

取組の成果

- センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び「母子保健コーディネーター養成研修」等の講演・研修会のほか、未設置市町村への説明等の個別支援を実施するなどセンター設置の必要性について理解が深まった。
- センターを設置した市町村は、平成28年度の1市町村から令和2年度は18市町村となった。

② 養育支援訪問事業

[2]

取組の内容及び結果

- 市町村が実施する養育支援訪問事業について、令和2年度は事業実施30市町村のうち20市町村に対し、事業費の補助(1/3)を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から平成30年度までで1,282世帯、令和元年度は452世帯の支援が必要な世帯に対し、養育に関する指導助言等訪問による支援の結果、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の軽減等が図られた。
- 市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施したことで、支援に携わる職員の資質向上が図られた。

④ 親子で歯ぐっぴプロジェクト

[39]

取組の内容及び結果

- 沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況の改善を目的に、乳幼児健康診査における歯科保健指導の標準化のための環境整備と、モデル市町村での取り組みの効果検証を実施した。

取組の成果

- 乳幼児健診歯科保健指導従事者対象の研修会を継続して行い、平成28年度から令和元年度までで1,237人、令和2年度は183人が参加した。また作成した歯科保健指導マニュアルや保護者説明用媒体が41市町村で活用されるなど、歯科保健指導内容の標準化が図られた。
- モデル市町村においてケアグッズを配布することで、家庭での仕上げみがきの実施やフッ化物応用が増加した。



<主な重点施策>

⑤ 待機児童対策関連事業

取組の内容及び結果

- 待機児童の解消に向けて、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等に取り組んだ。
- 令和2年度は、保育所等の整備を行う13市町村に対して補助を行った。

取組の成果

- 市町村が実施する施設整備に対する交付金支援や認可化移行支援及び必要な保育士の確保により、保育所等が平成28年度から令和元年度までで315箇所、令和2年度は27箇所、保育定員が平成28年度から令和元年度までで20,469人、令和2年度は1,205人増加したことで待機児童数は、平成27年4月の2,591人から令和3年4月には564人に減少した。

[34]

⑦ こども医療費助成事業

取組の内容及び結果

- こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から令和2年度までに、県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、8,272,483件の医療費助成への支援を実施し、子どもの健全な育成と保護者の経済的負担の軽減が図られた。
- 平成30年10月から未就学児への給付方式として現物給付を導入し、利用者の利便性の向上を図った。

[42]

⑥ ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業

取組の内容及び結果

- ひとり親家庭等に対して、認可外保育施設が利用料の全部又は一部を免除した場合に、当該施設に対して減免相当額の補助を実施した(補助上限額:月額 33,000円)。
- 令和2年度は、利用料の免除を実施した20市町村に対して補助を行った。

取組の成果

- ひとり親家庭の待機児童が発生している市町村において本事業が実施されており、対象要件を満たす県内のひとり親家庭等の児童に対し、平成28年度から令和元年度までで1,794人、令和2年度は60人の支援を行った。本事業による支援が行き届き、生活の安定と自立の促進に寄与した。

[40]

⑧ こどもの貧困実態調査事業

取組の内容及び結果

- 沖縄県の子どもや保護者の生活実態を把握し、より効果的な支援につなげるため、調査を実施した。
- 令和2年度は、就学前の子ども及びその保護者を対象に調査を実施した。

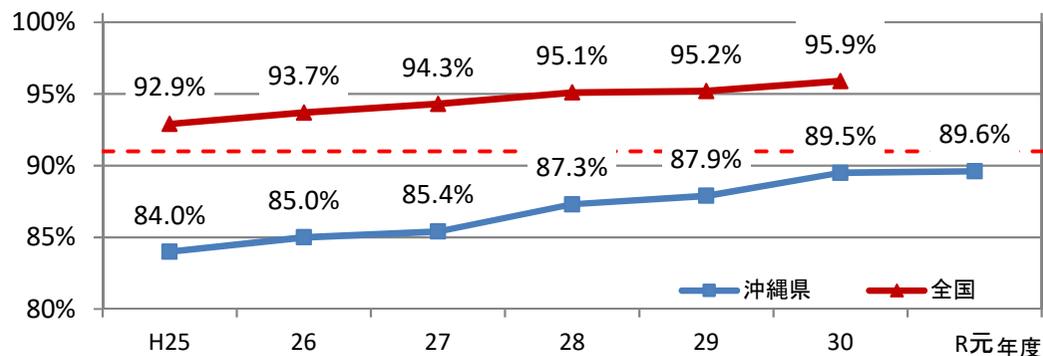
取組の成果

- これまでの調査結果については、平成31年3月に改定した子どもの貧困対策計画に反映させ、新たになった課題や重要性を増した課題に対応する施策を計画に盛り込んだ。
- 令和2年度に実施した未就学児調査については、調査結果を、子どもの貧困対策の効果的な実施や、施策の評価に活用する。

[10]

<主な指標>

① 乳幼児健康診査の受診率(3歳児)(No.3)

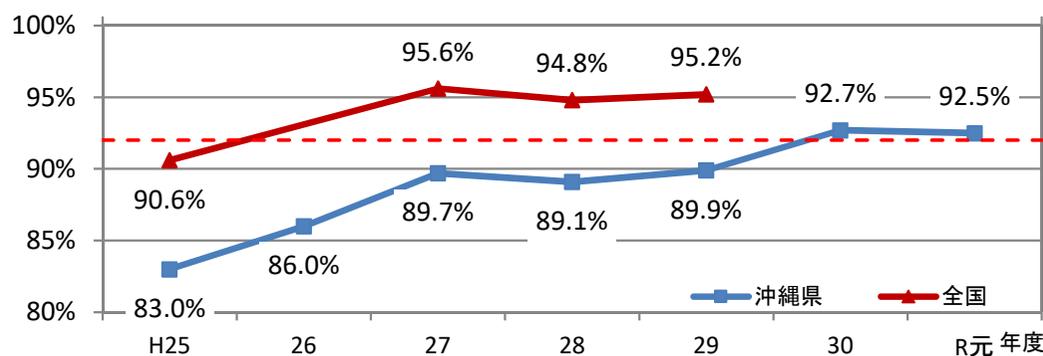


基準値	直近値	目標値	達成状況
84.0%(H25年度)	89.6%(R元年度)	91.0%	改善

達成状況の要因

- 市町村が実施する乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健推進員への研修会等を通して、健診の重要性や課題について共通認識を図るなど受診率向上に向けた取り組みをしたことで、県内の乳幼児健康診査の受診率は改善しているものの達成には至っていない。
- 県内の受診率は全国平均に比べ低いことから、引き続き受診率の向上に取り組む。

② 乳児全戸訪問事業における訪問率(No.4)

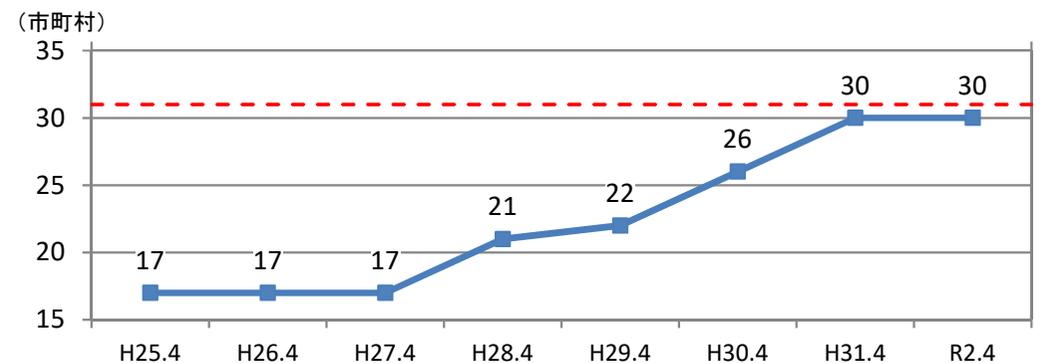


基準値	直近値	目標値	達成状況
83.0%(H25年度)	92.5%(R元年度)	92.0%	達成

達成状況の要因

- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対する助言・指導、事業補助及び家庭訪問支援に関わる職員を対象とした研修などを継続して取り組んできたことで、職員の資質向上及び各市町村間のネットワーク形成が図られ、令和元年度には、13,383世帯を訪問し、訪問率は92.5%となった。
- 目標は達成したものの県内の訪問率は全国平均に比べ低いことから、引き続き訪問率の向上に取り組む。

③ 養育支援訪問事業の実施市町村数(No.5)



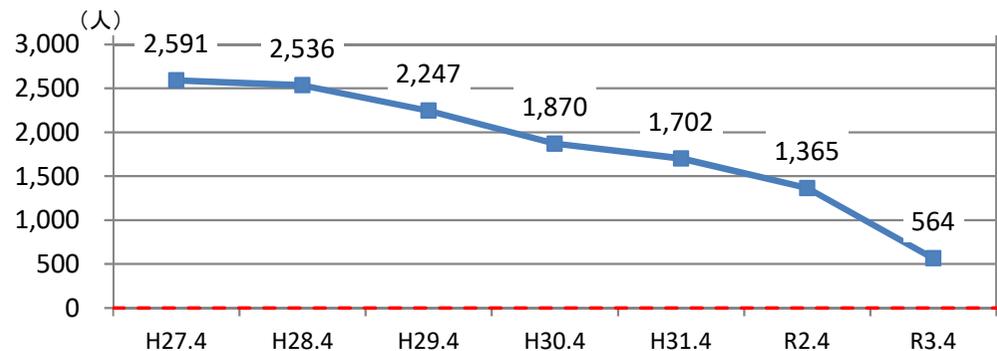
基準値	直近値	目標値	達成状況
17市町村(H25年4月)	30市町村(R2年4月)	31市町村	改善

達成状況の要因

- 市町村に対する助言・指導、事業補助及び家庭訪問支援に関わる職員を対象とした研修などに継続して取り組んできたことで、事業実施市町村が令和2年4月には30市町村となり達成が見込まれる。
- 実施市町村数は増加しているものの、未実施の市町村があることから、引き続き、事業実施に向けて取り組む。

<主な指標>

④ 保育所等利用待機児童数(No.8)

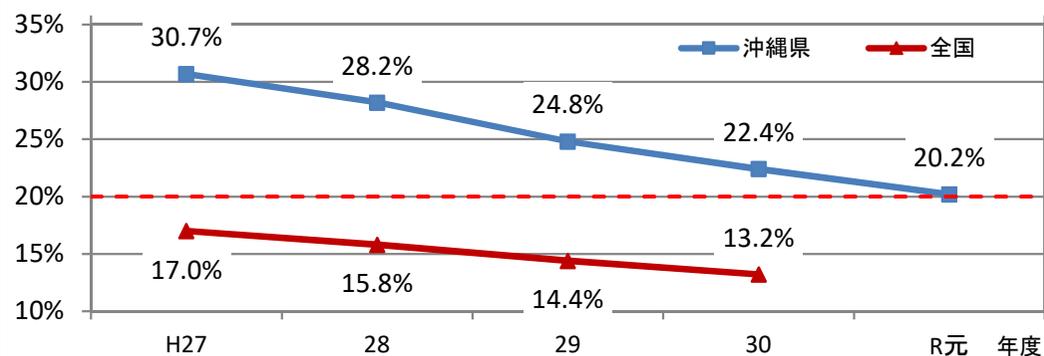


基準値	直近値	目標値	達成状況
2,591人(H27年4月)	564人(R3年4月)	0人	改善

達成状況の要因

- 「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等に取り組んだことで保育定員が増加し、令和3年4月には6万5,069人となった。これらの取組などにより、保育所等利用待機児童数は、平成27年4月の2,591人から、令和3年4月には564人に減少しており、引き続き、待機児童の解消に取り組む。

⑤ 3歳児むし歯有病者率(No.9)



基準値	直近値	目標値	達成状況
30.7%(H27年度)	20.2%(R元年度)	20%	改善

達成状況の要因

- 平成28年度からの5年間、市町村における乳幼児健診での歯科保健指導の標準化推進と、モデル市町村での取り組み展開を行った結果、横ばい状況であった3歳児むし歯有病者率は、事業開始後毎年改善し、令和元年度には20.2%となり、令和4年度の目標値20%を達成する見込み。
- 目標は達成する見込みであるが、3歳児むし歯有病者率は全国平均に比べ高いことから、引き続き乳幼児むし歯対策に取り組む。

<主な重点施策>

① 放課後児童クラブ支援事業

取組の内容及び結果

- 放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善等を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を実施した。
- 令和2年度においては、施設整備補助として7市町村12施設に、家賃補助として1市1施設に、改修支援補助として1市2施設に補助した。

取組の成果

- 平成28年度から令和2年度までに82施設の施設整備補助及び7施設の改修支援補助を行ったことで、令和2年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9,239円となり、平成26年度の月額平均利用料10,115円と比較して876円、利用者の負担が軽減された。
- 施設整備等により定員の増加が図られ、登録児童数は平成28年度の15,501人から令和2年度は21,968人となった。

[70]

③ スクールソーシャルワーカー配置事業

取組の内容及び結果

- スクールソーシャルワーカー(22人)を県内6教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して支援を実施した。

取組の成果

- 令和2年度においては、児童生徒1,398人(小学校894人、中学校501人、高等学校3人)の支援を実施した。
- 家庭の問題により、不適応、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関等へのつなぐ支援を行った。その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。

[14]

② 沖縄県子ども貧困対策推進基金事業(市町村支援事業②)

取組の内容及び結果

- 沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、放課後児童クラブ負担軽減事業として、平成27年度と比較し新規又は拡充して実施する事業に必要な経費に交付金を交付した。
- 令和2年度においては、15市町村が同事業を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から令和元年度までで5,260名、令和2年度は2,198名の負担軽減を行った。
- 継続した事業実施により、事業が浸透し、低所得世帯の放課後児童クラブ利用者数が年々増加しており、児童の家庭での孤立を防ぎ、家庭学習の定着に繋がった。

[78]

④ スクールカウンセラー配置事業

取組の内容及び結果

- 児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応・支援を図るため、児童生徒の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣した(129人)。

取組の成果

- 令和2年度においては、児童生徒10,591人(同29,088件)、保護者・教職員9,210人(同30,856件)の相談に対応した。
- 教職員への研修183回、ケース会議等への参加1,767回、ストレスマネジメント等の授業167回、保護者等への講話17回、授業等による観察2,194回実施し、心理的視点からの助言・援助を行った。

[16]

<主な重点施策>

⑤ 30人以下学級、
少人数学級の推進

取組の内容及び結果

- 児童生徒が生活習慣や規範意識を身に付け、基本的学力の向上を図るため、公立小・中学校を対象に義務標準法で定める学級編制の標準を下回る学級編制を行った。
- 平成30年度からは、小学校1年生から6年生及び中学校1年生で、30人または35人以下の少人数学級を実施した。

取組の成果

- 令和2年度は小学校338学級、中学校56学級において少人数学級編制となり、児童生徒一人一人によりきめ細かな学習指導を行うことができた。

[43]

⑦ 生活困窮者自立支援事業
(子どもの健全育成事業)

取組の内容及び結果

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施した。
- 令和2年度においては、17町村22箇所学習支援教室を設置した。

取組の成果

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対し、平成28年度から令和元年度までで365人、令和2年度は93人に学習支援を実施した。
- 令和2年度の支援児童生徒のうち、中学3年生18人が高校を受験し、18人が高校に合格した(合格率100%)。

[64]

⑥ 沖縄県子ども
の貧困対策推進
基金事業(市町村支援事業)

取組の内容及び結果

- 沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、就学援助の充実(平成27年度と比較し、新規又は拡充して実施)を図る市町村に対し、必要な経費に交付金を交付した。
- 令和2年度においては、34市町村が同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直しのほか、新入学学用品費の入学前支給などが行われた。

取組の成果

- 就学援助の充実を図る事業として、認定基準の見直しや単価見直しなどが行われ、令和2年度の就学援助対象人数が増加(平成27年度と比較して約5,000人増)し、保護者等の教育費等の負担軽減が図られた。
- 市町村で手続きの見直しや周知強化が図られたことで、申請者数の増加が見られるなど、申請のしやすさに繋がっている。

[55]

⑧ 養護教諭の研修

取組の内容及び結果

- 養護教諭への研修会を実施し、学校歯科保健の推進を図り、う歯等の歯・口に関する健康課題の解決を図った。
- 令和2年度は、全養護教諭を対象とした地区別養護教諭研修会、県養護教諭研修会を開催し、健康診断の事後措置や歯科未受診への対応等に関する研修を実施した。

取組の成果

- 健康診断受診後に歯科受診を促した生徒が実際に歯科医を受診した児童生徒数の割合は、平成30年度27.1%、令和元年度27.4%、令和2年度18.5%となった。
- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えなどにより受診率が低下していると考えている。

[74]



<主な重点施策>

⑨ 沖縄子供の貧困緊急対策事業

[11]

取組の内容及び結果

- 市町村が行う子供の貧困対策支援員の配置と子供の居場所の設置・運営について、円滑な実施のための支援・調整を行った。
- 令和2年度においては、事業を実施する31市町村に対して補助を行った。

取組の成果

- 令和2年度末時点で、子供の貧困対策支援員が29市町村に118人が配置され、子供の居場所が27市町村に144箇所設置された。
- 平成28年度から令和元年度までで延べ20,085人、令和2年度は延べ7,556人に対し子供の貧困対策支援員が支援したほか、平成28年度から令和元年度までで延べ1,067,852人、令和2年度は延べ295,797人が子供の居場所を利用し、対人関係や学習意欲等の改善につながった。

⑩ 沖縄子供の貧困緊急対策事業
(離島及び広域相談体制整備事業)

[12]

取組の内容及び結果

- 離島における子どもの貧困対策を推進するため、支援員を定期的に巡回派遣し、地元の関係機関等と連携・協力の上、実態把握・相談及び子どもの支援の拡充に係る活動を行った。
- 令和2年度は、モデル自治体3村(伊江村、伊是名村、粟国村)へ支援員による月2回程度の定期訪問、子供の居場所の開設支援や支援対象世帯に対する個別支援を実施した。

取組の成果

- 電話・メール等による相談窓口を設置し、県内全域から令和元年度は延べ453件、令和2年度は延べ832件の相談へ対応し、ネグレクト、不登校等の相談に対し、支援機関へのつなぎ等の支援を実施した。
- 行政や学校と連携することにより、支援が必要な世帯及び子どもへの支援を広げることができた。

⑪ 沖縄子供の貧困緊急対策事業
(拠点型子供の居場所運営事業)

[69]

取組の内容及び結果

- 通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子ども(中卒無職少年、不登校、引きこもり等)に対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置した。
- 専門的なスキルを持った職員を配置し、不登校や引きこもりなど、専門的な支援が必要な子供に対し、自立に向けた総合的な支援を行った。

取組の成果

- 令和元年度は延べ3,371名、令和2年度は延べ4,949名の子ども達に対し、来所での支援や訪問支援などを行った。
- 送迎(令和元年度は年間1,890回、令和2年度は年間2,306回)の際に保護者に対しても積極的にアプローチを行い、信頼関係を構築しながら、世帯全体に対し支援を行ったことから、いじめ問題の収束や不登校児童の学校復帰などの課題解決に繋がった。

⑫ 生活困窮家庭食支援体制構築事業
(おきなわ子ども未来ランチサポート)

[166]

取組の内容及び結果

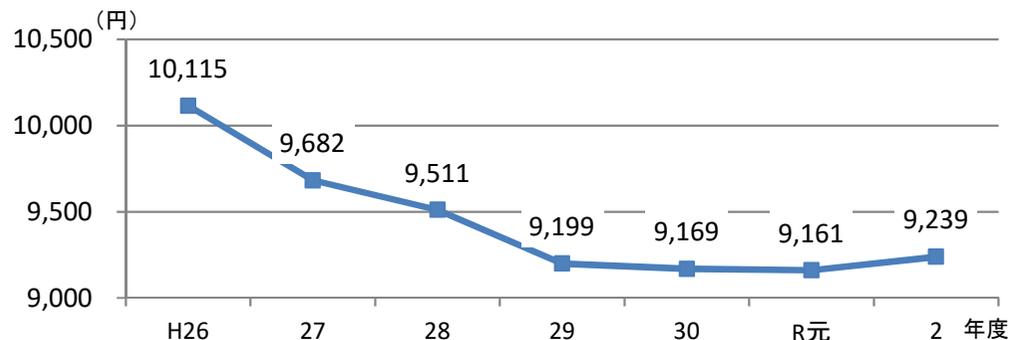
- 地域で食事支援を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭に対し、食品を安定的に供給する体制を整備することで生活の安定と子供の居場所等の持続的活動を支援した。

取組の成果

- 北部や離島地域も含めた、県内全域にある子供の居場所や生活困窮家庭等に食料品等を提供する体制が整備され、81団体が利用登録をしている。
- 令和2年度は、58団体に対し延べ854回の食料品等の提供を行った。

<主な指標>

① 放課後児童クラブ平均月額利用料(No.11)

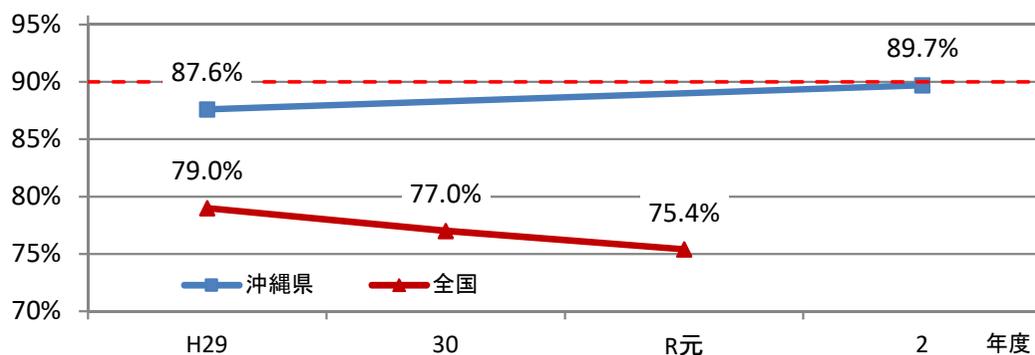


基準値	直近値	目標値	達成状況
10,115円(H26年度)	9,239円(R元年度)	低減	達成

達成状況の要因

- 公的施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進するため、クラブの整備に要する経費を支援したほか、コーディネーターの配置による補助金等活用の助言を行った。また、市町村が行うクラブへの運営費等に対して支援を行った。これらの取組などにより令和2年度は9,239円となり利用料が低減した。
- 全国と比べ利用料が割高であることから、引き続き、取組を進めるとともに、低所得世帯等の負担軽減に取り組む。

② 不登校児童が相談・指導を受けた割合(小学校)(No.12)

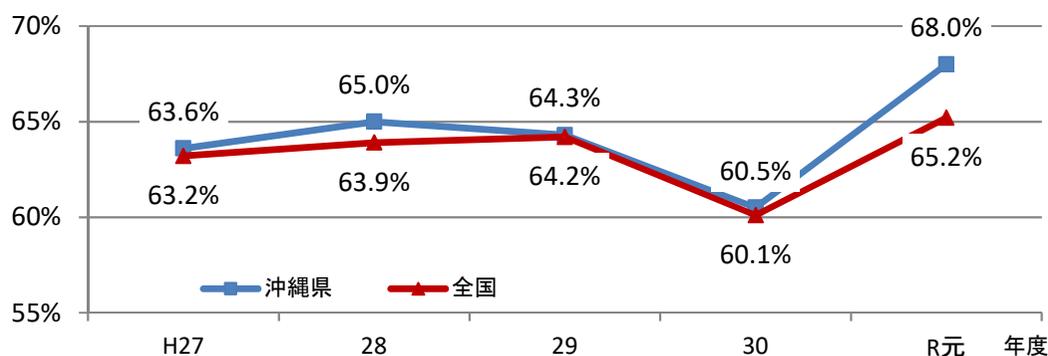


基準値	直近値	目標値	達成状況
87.6%(H29年度)	89.7%(R2年度)	90.0%	改善

達成状況の要因

- 令和2年度は、スクールカウンセラーを全小中学校、スクールソーシャルワーカーを県内6教育事務所、小中アシスト相談員を134校に配置した。また、「不登校児童生徒への支援の手引き」の活用及び各教育事務所等における研修会の実施により、組織的な初期対応を行った。これらの取組などにより、相談機関等から相談・指導を受けた割合は、令和2年度に89.7%と改善し達成が見込まれる。
- 引き続き、スクールカウンセラー等の配置拡充に取り組むとともに、組織的な初期対応に取り組む。

③ 全国学力・学習状況調査平均正答率(小学校)(No.14)



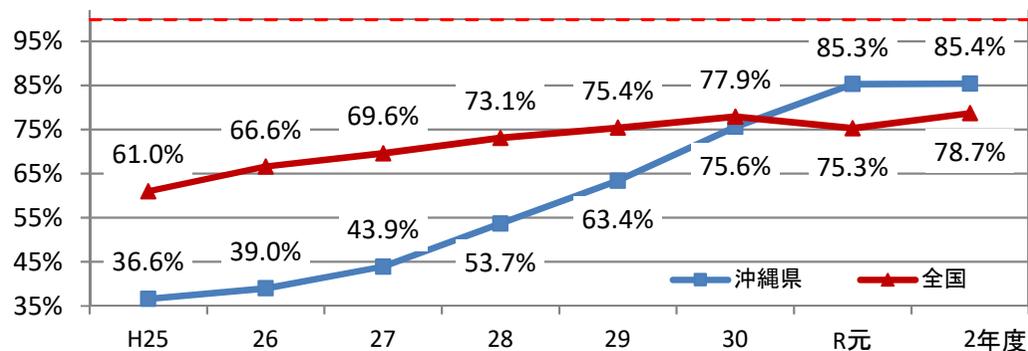
基準値	直近値	目標値	達成状況
63.6%(H27年度)	68.0%(R元年度)	全国水準維持	達成

達成状況の要因

- 小中学校教員に対する研修を実施するとともに、市町村教育委員会と連携した学校支援訪問による授業観察や指導助言等の支援を行ったことにより、教員の指導力の向上、授業改善が図られ、児童生徒の学習意欲が高まった。また、小学校1年生から6年生まで及び中学校1年生での少人数学級を実施した。これらの取組などにより、全国学力・学習状況調査における平均正答率は向上し、全国水準維持を達成した。
- 引き続き、学力調査等の結果分析による授業改善を進めるとともに、少人数指導やチームティーチング等指導の充実に努め、確かな学力の定着に取り組む。

<主な指標>

④ 就学援助制度に関する周知状況(入学時)(No.23)

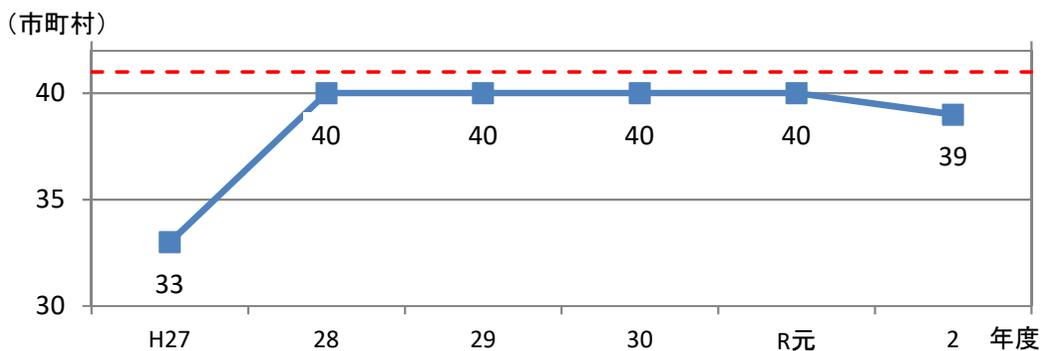


基準値	直近値	目標値	達成状況
36.6%(H25年度)	85.4%(R2年度)	100%	改善

達成状況の要因

- 市町村就学援助担当者会議を開催し、効果的な周知方法や他県自治体の先進事例を紹介し、制度を利用しやすい環境整備を促進したところ、入学時に学校で就学援助の書類を配付している市町村の割合は、令和2年度には85.4%となった。児童生徒が比較的すくない町村や離島において、世帯への郵送などの周知方法となっており、目標達成には至っていない。
- 引き続き、担当者会議を開催し、入学時及び進級時に制度周知の書類配布を促していく。

⑤ 地域等における子どもの学習支援(無料塾等)(No.25)

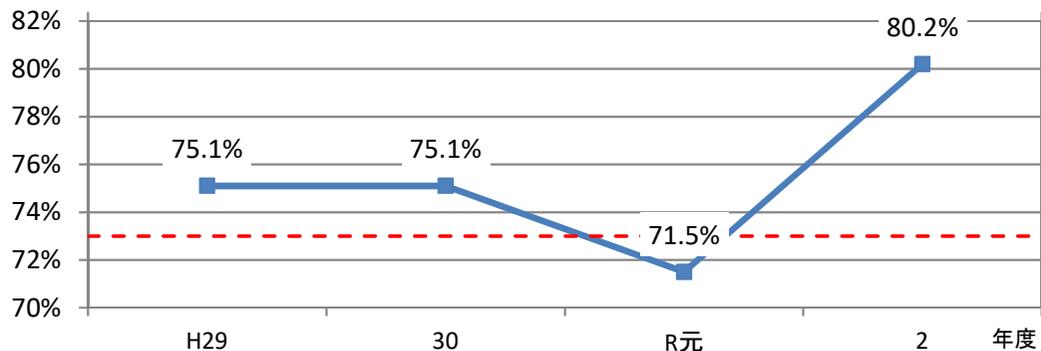


基準値	直近値	目標値	達成状況
33市町村(H27年度)	39市町村(R2年度)	41市町村	改善

達成状況の要因

- 要保護及び準要保護世帯等の小中学生への学習支援を17町村、児童扶養手当受給世帯等の高校生への学習支援を17か所で実施した。また、市町村において、経済的な理由や家庭の事情で家庭学習が困難な生徒等に対し、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施した。これらの取組により、子どもの学習支援(無料塾等)は、令和2年度には39市町村で実施されたが、目標達成には至っていない。
- 引き続き、学習支援を実施するとともに、学習支援が実施されていない地域について、学習支援のニーズ等を確認し支援実施の方法を検討していく。

⑥ 就学援助世帯の児童の未受診者(むし歯)の割合(No.28)



基準値	直近値	目標値	達成状況
75.1%(H29年度)	80.2%(R2年度)	73.0%	後退

達成状況の要因

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、6月末までに実施すべき検診日程が年度末までと通常より遅くなり、受診勧奨期間が短くなったことや、歯科受診控えが起こっていることから、令和2年度の就学援助世帯の児童の未受診者の割合は増加したと考えられる。
- 引き続き、むし歯治療の必要性の周知や就学援助制度及び医療券活用を推進し、未受診者の割合の低下に取り組む。

<主な重点施策>

① 教育相談・就学支援員配置事業

取組の内容及び結果

- 不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図った。
- 令和2年度においては、県立高等学校22校26課程に就学支援員を派遣し、カウンセリング等を実施した。

取組の成果

- 校内における支援、家庭へのアウトリーチ支援等を、平成28年度から令和元年度までで4,124人、令和2年度は、コロナウイルス感染症拡大の影響による一斉休校や対面支援等において多くの制限がある中、934人に対して実施した。
- 支援をした生徒の登校改善率は令和元年度の84%から令和2年度は88%と上昇した。

[22]

③ バス通学費支援事業

取組の内容及び結果

- 令和2年10月から、バス等を利用して通学する住民税所得割非課税世帯または児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭の高校生を対象に、通学費支援を実施した。

取組の成果

- 令和2年度は、高校生約3,200名に対し、自宅から学校までの区間のバス・モノレール通学費の無料化を実施し、経済的な負担軽減を行った。

[107]

② 沖繩子供の貧困緊急対策事業
(高校の居場所づくり運営支援)

取組の内容及び結果

- 県立学校内に居場所を設置し、支援員等を配置。面談や相談等により生徒の状況把握を行い、学校と情報を共有しながら学習支援、生活支援、訪問支援、キャリア形成支援等に加え、不登校及び中途退学等を防止することを目的とした就学支援を行った。
- 令和2年度においては、県立学校内(10校)の居場所において、支援を実施したほか、新規設置校の調整を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から令和元年度までで利用者延べ人数58,474名、令和2年度は利用者延べ人数30,973名、利用者実人数1,801名であった。
- 多くの生徒が居場所を活用し、個別支援に加え、食育イベント、学習支援やキャリア形成支援・外部人材を活用した交流支援等を実施した。居場所支援員と教職員の協働支援により、不登校の未然防止等、就学の継続に効果があった。

[89]

④ 子育て総合支援モデル事業

取組の内容及び結果

- 貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生徒に対し学習支援を、またその親に対し養育支援等を実施した。
- 児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、17教室で学習支援を実施した。

取組の成果

- 準要保護世帯の小中学生に対し、平成28年度から令和元年度までで2,512人、令和2年度は708人、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、平成28年度から令和元年度までで930人、令和2年度は295人に学習支援を実施した。
- 令和2年度においては、支援した生徒のうち高校3年生157人が大学や専門学校等を受験し、133人が合格した(合格率84.7%)。

[94]

<主な重点施策>

⑤ 県外進学大学生支援事業

取組の内容及び結果

- 県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度を創設し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組んだ。
- 令和2年度においては、過年度採用奨学生へ奨学金を給付したほか、新規の募集・選考を行い候補者等を選定し、その中から指定大学合格者を奨学生として採用、入学支度金を給付した。

取組の成果

- 平成28年度の制度創設以降の5年間で、能力があるにも関わらず経済的に県外進学が困難な高校生等119人を奨学生に採用し、県外難関大学等への進学・修学を支援することができた。

[92]

⑦ キャリア教育推進事業

取組の内容及び結果

- 高校卒業時の進路決定率の改善と教員のキャリア教育実践力の向上及び学校現場における実践取組の普及推進に取り組んだ。

取組の成果

- 令和2年度は、キャリア教育コーディネータを2校に配置し、学校現場におけるキャリア教育の実践取組を支援した。また、年度末に研究発表会を開催し、他校への情報発信、共有ができた。
- キャリア教育担当者及び管理者に対し、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育に関する「全体計画」や「年間計画」を作成する研修を実施し、教員の実践力向上が図られた。

[90]

⑥ 子どもに寄り添う給付型奨学金
事業(県民会議事業)

取組の内容及び結果

- 児童養護施設退所者や里親の委託解除者等に対し、大学等進学に伴う入学金及び授業料を給付し、進学に伴う経済的負担の軽減に取り組んだ。

取組の成果

- 平成28年度から令和元年度まで62名、令和2年度は17名を給付対象として決定し、過年度奨学生と併せて、奨学金を給付したほか、生活状況把握や相談支援を実施した。
- 大学等進学に伴う経済的な不安が解消されたことなどにより、児童養護施設退所者の大学等進学率が、平成26年3月卒の26.1%から令和2年3月卒は42.9%となり、16.8ポイント向上した。

[116]

⑧ 若年者キャリア形成
支援モデル事業

取組の内容及び結果

- 各種居場所等につながっている高校中退者等に対し、各居場所や企業等と連携し、キャリア形成支援を行い、社会で自立できる人材へと育てるとともに、その支援手法を確立に取り組んだ。

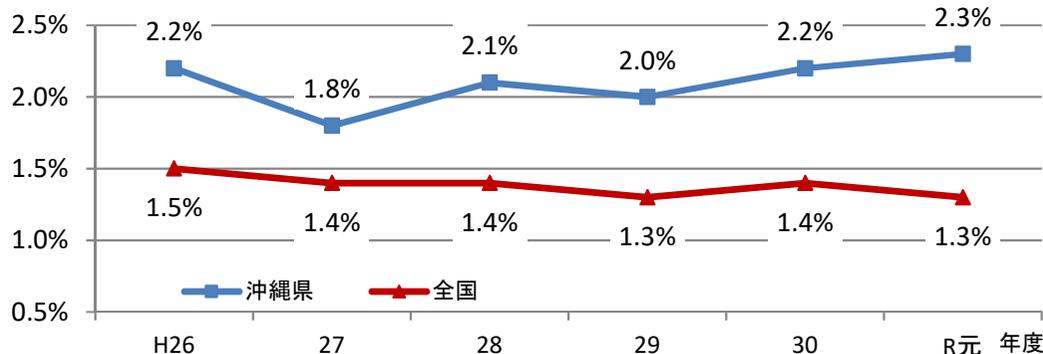
取組の成果

- 短期集中プログラム「Job Camp」を開講し、受講者8名に対して、自己理解・他者理解のためのワークや職場体験実習等を実施した。
- Job Campに参加することで「生活リズムの改善」「自己理解や価値観の広がり」「達成体験による自己効力感の高まり」「コミュニケーション力の向上」が見られ、主体的な行動を取る生徒も現れた。それらが就学・就労意欲の向上に繋がっており、一定の効果を得ることができた。

[123]

＜主な指標＞

① 高等学校中途退学率(No.30)

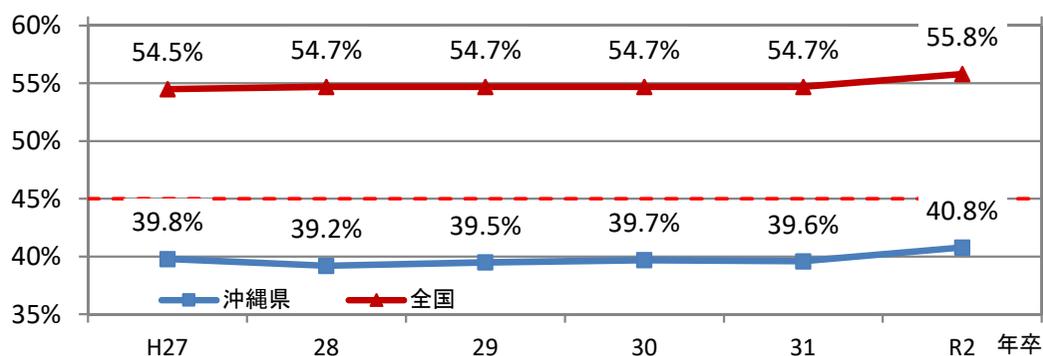


基準値	直近値	目標値	達成状況
2.2%(H26年度)	2.3%(R元年度)	全国平均並	後退

達成状況の要因

- 令和2年度はスクールカウンセラー等を53校60課程に配置、臨床心理士等の資格を持った就学支援員を22校に派遣し、生徒への支援を行ったほか、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築等を図った。さらに、県立高等学校10校に居場所を設置し、学校と情報を共有しながら学習支援やキャリア形成支援等を行った。これらの取組などを行ったものの、様々な問題を抱える生徒が増加傾向であり、中途退学率は後退となった。
- 教育相談等の支援体制を拡充し、就学に悩む生徒に対する早期支援に努めていく。

② 大学等進学率(No.33)

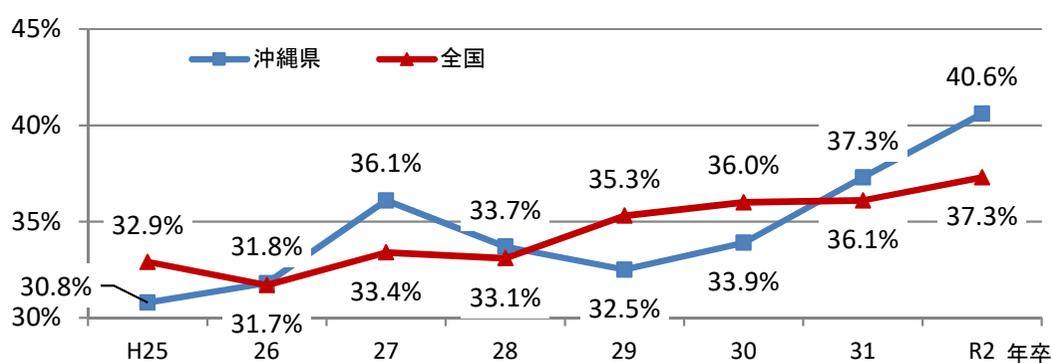


基準値	直近値	目標値	達成状況
39.8%(H27年3月卒)	40.8%(R2年3月卒)	45.0%	改善

達成状況の要因

- 県立学校における学力や進学意識の向上を図る取組のほか、経済的な理由で県外進学が困難な学生に対する給付型奨学金の創設や低所得世帯の子どもに対する多様な進学希望に対応した学習支援に取り組んだ。また、令和2年度から始まった国の高等教育の修学支援新制度により、低所得世帯の学生を対象に授業料等が減免されることとなった。これらの取組などにより、令和2年3月卒の大学等進学率は40.8%に改善したと考えられるが、目標達成には至っていない。
- 学力や進学意識の向上のための支援を充実させ、進学率の向上に努めていく。

③ 生活保護世帯の子どもの大学等進学率(No.34)



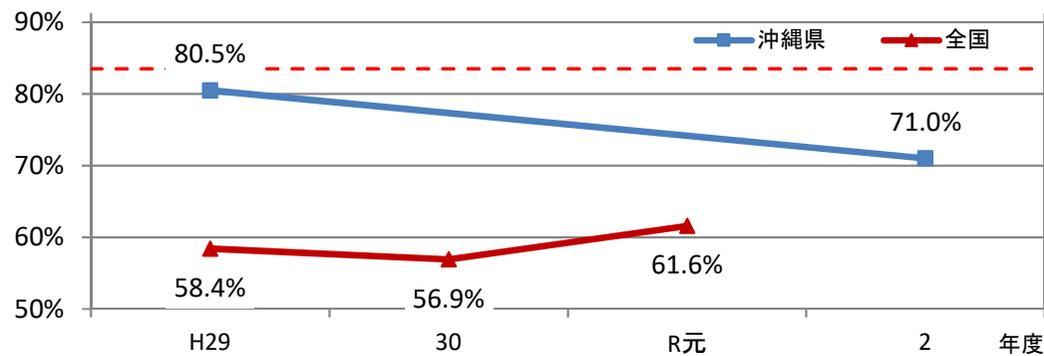
基準値	直近値	目標値	達成状況
30.8%(H25年3月卒)	40.6%(R2年3月卒)	全国平均並	達成

達成状況の要因

- アルバイト収入を就学に活用する場合の収入認定除外や進学準備給付金等の支援措置を積極的に周知することで、令和2年3月卒の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は40.6%となり、目標である全国平均並を達成した。
- 引き続き、支援措置の積極的な周知を図り、進学を希望する子どもの支援に努めていく。

<主な指標>

④ 不登校生徒が相談・指導を受けた割合(高校)(No.32)

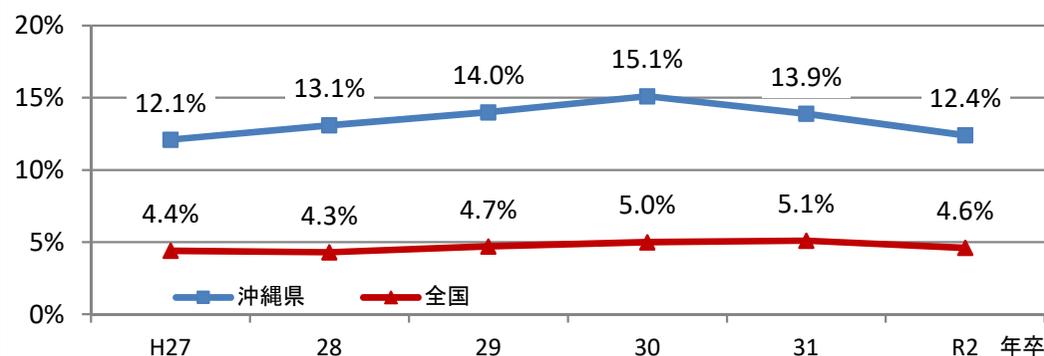


基準値	直近値	目標値	達成状況
80.5%(H29年度)	71.0%(R2年度)	83.5%	後退

達成状況の要因

- 外部機関等との連携、スクールカウンセラーや就学支援員の配置拡充による校内外の支援体制の充実により、外部機関での支援は増加傾向となったが、役割分担や協働支援の推進により、養護教諭やスクールカウンセラーによる校内の専門的相談・指導の実人数において減少が生じたことで、不登校生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合は基準値を下回った。
- 校内における相談体制の拡充に努めるとともに、関係機関との連携し、個々の生徒の状況に応じ、学校外での相談・指導の充実に努めていく。

⑤ 高校卒業後の進路未決定率(No.36)



基準値	直近値	目標値	達成状況
12.1%(H27年3月卒)	12.4%(R2年3月卒)	全国平均並	横ばい

達成状況の要因

- 各県立高校に就職支援員を配置するなど就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図ったことで、令和2年3月卒の新規高卒者の就職内定率は98.0%(全国99.7%)となった。また、学力向上の取組や国の高等教育の修学支援新制度や給付型奨学金の創設などによる経済負担の軽減により大学等進学率は向上した。一方で、就職や進学に必要な基礎学力・コミュニケーション力が不足している生徒や、進路決定を先延ばしにして卒業してしまう生徒が一定数いることから、高校卒業後の進路未決定率は横ばいとなっている。
- 生徒の主体的な進路決定や自己のキャリア形成を促し、早期の進路決定を図るとともに、就職や進学を支援する事業の充実に努めていく。

(4) 支援を要する若者



<主な重点施策>

① 若年者総合雇用支援事業

[120]

取組の内容及び結果

- 若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生から概ね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通し、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施した。
- 個別相談や出張相談、電話等によるカウンセリングのほか、就職支援や企業・保護者向けなど各種セミナーを開催した。

取組の成果

- 就職相談を、平成28年度から令和元年度までで延べ15,548名、令和2年度は延べ4,119名に実施、就職セミナーを開催し、参加者数は、平成28年度から令和元年度までで4,058名、令和2年度は1,045名となったほか、合同企業説明会を開催し、参加者数は、平成30年度から令和元年度までで6,503名、令和2年度は4,384名(Web)となった。
- 職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施することができた。

② 若年無業者職業基礎訓練事業

[122]

取組の内容及び結果

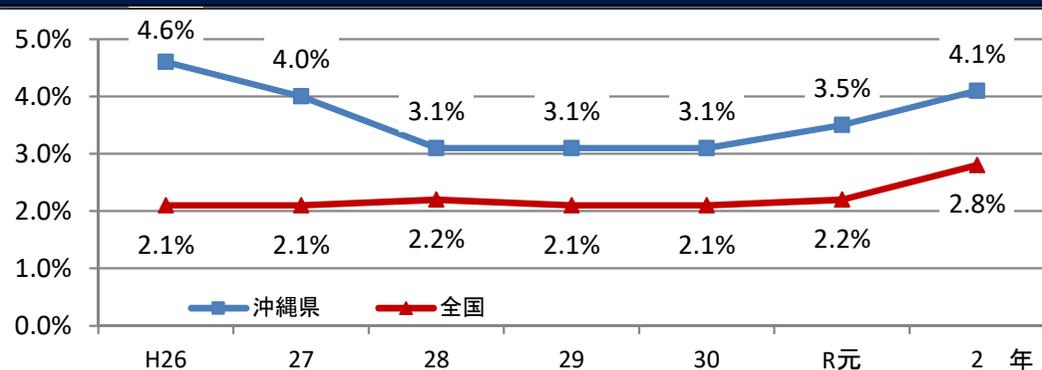
- 若年無業者で就労支援が必要な者に、職業的自立を図ることを目的に就労に導くための基礎的な職業訓練を実施した。
- NPO法人、専修学校等の民間教育機関等を活用し、基礎的な職業訓練を6コース開講し、訓練を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から令和元年度までで、訓練受講292名の内、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し無業者状態から256名が改善した。(改善率87.7%)
- 令和2年度においては、受講者52人のうち、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し、無業者状態から47人が改善(改善率92.3%)した。

<主な指標>

若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)(No.39)



基準値	直近値	目標値	達成状況
4.6%(H26年)	4.1%(R2年)	全国平均並	改善

達成状況の要因

- 子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者からの相談対応、心理カウンセリングや助言などを行った。また、地域若者サポートステーションにおいて、基礎生活訓練などの社会適応プログラムを実施した。さらに、若年求職者に対し、就職相談、職業訓練、職場研修などの支援を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う雇用情勢の悪化により、令和2年度には4.1%と前年度に比べ増加したものの、基準値と比べ改善している。
- 目標達成には至らず全国平均に比べ高いことから、引き続き改善に取り組む。

<主な重点施策>

① ひとり親家庭生活支援
モデル事業

[135]
[136]

取組の内容及び結果

- ひとり親家庭に対し、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から令和元年度までで161世帯に対して支援を行い110世帯の自立につながった。令和元年度から継続して支援した世帯も含め、令和2年度に支援した81世帯のうち、44世帯を自立につなげたほか、残りの世帯のほとんどが令和3年度中に自立が見込まれている。
- モデル事業実施の働きかけを行った結果、県及び県内3市が同様の事業を実施する体制となり、広域的な支援が可能となった。

② 母子家庭等自立促進事業

[103]

取組の内容及び結果

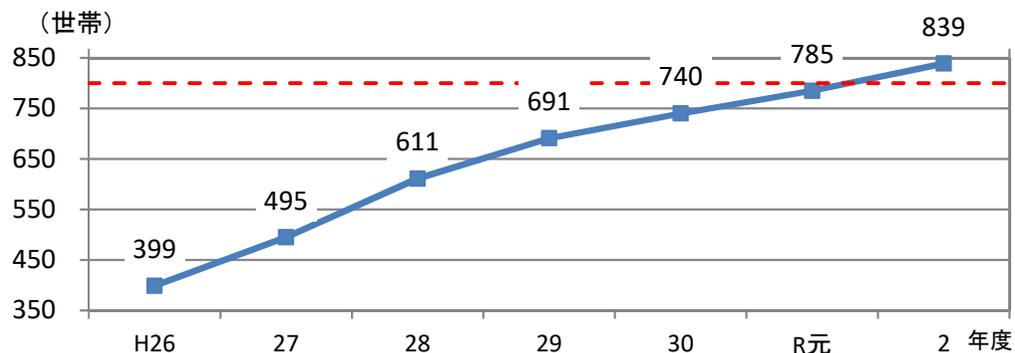
- 母子家庭、父子家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親等を対象に、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付等を実施した。

取組の成果

- 就業相談件数は、平成28年度から令和元年度までで931件、令和2年度は165件であり、平成28年度から令和元年度までで290名、令和2年度は54名が就業に繋がった。
- 就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付等により、ひとり親家庭等の自立に繋がった。

<主な指標>

就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(No.40)



基準値	直近値	目標値	達成状況
399世帯(H26年度)	839世帯(R2年度)	800世帯	達成

達成状況の要因

- 就職を希望するひとり親家庭の親等に対し、就労支援講習や就業紹介等の実施、高等職業訓練促進給付金等の給付により、資格取得及び就職へ繋がった。また、専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を行った。さらに、既存の母子生活支援施設のほか、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援等の総合的支援を実施した。これらの取組などにより、就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)は、令和2年度には839世帯となり、目標値を達成した。
- 引き続き、ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援に取り組む。

(6) 雇用の質の改善等



<主な重点施策>

① 正規雇用化企業応援事業

[155]

取組の内容及び結果

- 非正規従業員の正規雇用化を図る県内企業に対して、従業員研修に係る費用(交通費及び宿泊費)の一部を助成することにより、人材育成の支援ならびに正規雇用化の促進につなげた。

取組の成果

- 従業員研修に係る交通費及び宿泊費の助成を通じ、平成28年度から令和元年度までで173人、令和2年度19人、計192人の正規雇用化に繋げた。

② 正規雇用化サポート事業

[155]

取組の内容及び結果

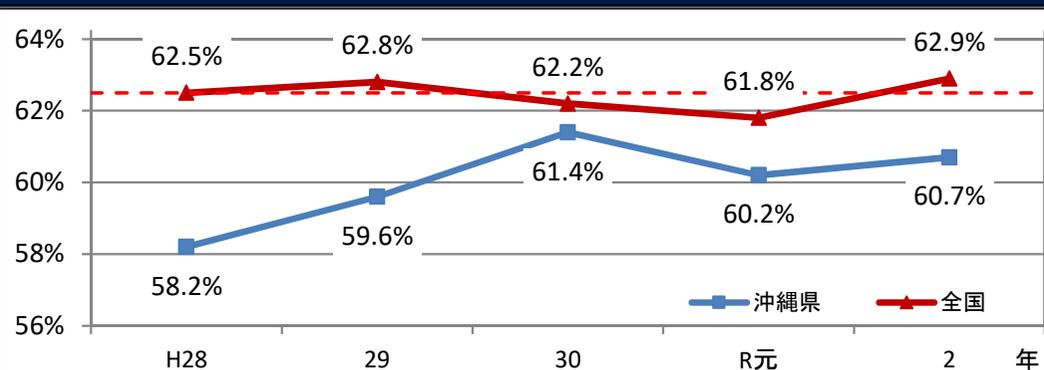
- 正規雇用化を促進するため、既存従業員の正規雇用化や正社員雇用を検討しているがコスト面等が課題となっている企業に対し、中小企業診断士等の専門家派遣による経営指導等を行った。

取組の成果

- 中小企業診断士等の専門家チームについて、平成28年度から令和元年度までで87社、令和2年度は38社に派遣した。
- 専門家派遣による経営指導等を通じ、平成28年度から令和元年度までで329人、令和2年度80人、計409人の正規雇用化に繋げた。

<主な指標>

正規雇用者(役員を除く)の割合(No.41)



基準値	直近値	目標値	達成状況
58.2%(H28年)	60.7%(R2年)	62.5%	改善

達成状況の要因

- 正規雇用の拡大を図るため、正職員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣の支援を行うとともに、若年者の正社員雇用と定着に対する助成などを行った。これらの取組などにより、正規雇用者(役員を除く)の割合については、基準値の58.2%から令和2年には60.7%と改善しているが、目標達成に至っていない。
- 正規雇用者の割合は改善傾向にあるものの、全国より低い状況となっていることから、引き続き、正規雇用の拡大に取り組む。

5 沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態

	策定時点	中間評価	直近値	全国	順位
若年層の婚姻(初婚)の割合(妻)	5.0% (H25年)	5.0% (H28年)	4.8% (R元年)	1.6% (R元年)	1位
10代の出産割合	2.6% (H26年)	2.6% (H28年)	2.2% (R元年)	0.9% (R元年)	1位
離婚率(人口千人当たり)	2.53件 (H26年)	2.44件 (H29年)	2.52件 (R元年)	1.69件 (R元年)	1位
母子世帯出現率	5.46% (H25年)	—	4.88% (H30年)	2.47% (H28年)	—
養育費の取り決め割合(母子世帯)	19.0% (H25年)	—	30.6% (H30年)	42.9% (H28年)	—
就学援助率	19.65% (H25年度)	20.39% (H27年度)	24.23% (R元年度)	14.53% (R元年度)	2位
高等学校等進学率	96.4% (H27年3月卒)	96.4% (H29年3月卒)	97.5% (R2年3月卒)	98.8% (R2年3月卒)	47位
中学校卒業後の進路未決定率	2.5% (H27年3月卒)	2.5% (H28年3月卒)	1.4% (R2年3月卒)	0.7% (R2年3月卒)	1位
高等学校の中途退学率	2.2% (H26年度)	2.0% (H29年度)	2.3% (R元年度)	1.3% (R元年度)	1位
高校卒業後の進路未決定率	12.1% (H27年3月卒)	13.1% (H28年3月卒)	12.4% (R2年3月卒)	4.6% (R2年3月卒)	1位
大学等進学率	39.8% (H27年3月卒)	39.5% (H29年3月卒)	40.8% (R2年3月卒)	55.8% (R2年3月卒)	47位
若年無業者率	4.6% (H26年)	3.1% (H29年)	4.1% (R2年)	2.8% (R2年)	—

6 今後の課題及び展開方向について

<成果と課題のまとめ>

- 現計画において、各重点施策に取り組んできたことにより、保育所等利用待機児童数の減少、放課後児童クラブ平均月額利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇、高校・大学等の進学率の上昇、正規雇用者の割合の増加、困窮世帯の割合の低下など一定の成果が見られた。
- 他方、困窮世帯の割合の改善状況は十分とは言えず、全国との差は縮小したものの依然として、高校・大学の進学率は低く、若年無業者率は高くなっており、子どもの貧困の連鎖の解消に向けて、なお課題が残されている。

<今後の展開方向>

- 次期計画の策定にあたっては、これまでに効果を上げてきた重点施策等については、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて目標設定を見直し、その達成に必要な取組の推進・深化を図っていくとともに、目標達成に必ずしもつながらなかった重点施策等については、実効性の確保に向け、既存の取組の継続の是非や新たな取組の検討を含め、改善・見直し等を検討する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢への影響、幼児教育・高等教育無償化の開始、子供の貧困対策に関する大綱(令和元年)で追加された指標、若年無業者やヤングケアラーなどの把握することが難しい子どもなど、新たな課題に対応する施策を検討する。

6 今後の課題及び展開方向について

(つながる仕組み)

- 妊娠期から子育て期にわたり切れ目なくワンストップで支援をつなげるため、母子健康包括支援センターの全市町村での設置を促進するとともに、支援に関わる人材の資質向上に取り組む必要がある。
- 乳幼児健康診査の受診率は改善傾向であるが、全国平均と比較して依然として低い状況となっている。未受診者への対応について市町村と情報を共有し、乳幼児健康診査の受診率向上を図る必要がある。
- 支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていくため、養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を強化する必要がある。
- 児童虐待は育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組むため、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会の体制強化を図る必要がある。また、子どもの権利と児童虐待防止についての理解を社会全体で深めていく必要がある。
- 学校を退学した生徒等について、個人情報の問題から外部機関へ連絡先等の情報提供が困難である。退学を選択する生徒等の状況に応じてハローワークへの求職登録やサポートステーションへの接続、各支援機関へつなげるための取組が必要である。

(支援者の確保と資質の向上)

- 民生委員・児童委員は、地域課題の多様化・複雑化に伴う活動の困難性や負担感の高まり等により、人材の確保が厳しい。民生委員・児童委員の担い手確保のための広報活動や民生委員が活動しやすい環境づくりに取り組む必要がある。
- スクールソーシャルワーカー未配置校への早急な人員配置が必要である。支援が必要な家庭の児童生徒を早期に福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を国に要望するとともに、市町村配置のスクールソーシャルワーカーとも連携を図っていく必要がある。
- 課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害、保護者の養育能力、いじめや友人関係等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスメントが必要とされるため、スクールカウンセラーの相談人員及び相談時間の拡充に努めていく必要がある。
- 子供の貧困対策支援員の人材確保が困難なことなどにより配置されず、支援が十分でない地域がある。支援員の配置促進に取り組むとともに、支援員の質の向上や活動しやすい環境づくりに取り組む必要がある。支援員の配置が難しい小規模離島については、支援員を定期的に派遣するとともに、役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し、適切な支援機関につなげていく必要がある。

6 今後の課題及び展開方向について

乳幼児期

- 待機児童が生じることのないよう引き続き市町村が行う保育所の整備や保育士の確保等への支援を行っていく必要がある。地域における多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育の実施を拡大し、安心して子育てができる環境整備を図る必要がある。
- 認可保育所に入所できないひとり親家庭の負担軽減を図るため、無償化の対象とならない0～2歳の児童がいる課税世帯のひとり親家庭に対し、認可外保育施設の利用料軽減に取り組んでいく必要がある。
- 子どもの発達と学びの連続性を確保するため、幼児教育・保育施設と小学校との円滑な接続の実現に取り組んでいく必要がある。

(教育の支援)

- 全国学力・学習状況調査等の結果、小学生の学力が全国水準を維持するなど改善しているものの、中学生の学力が全国水準に達していないなど学習理解の面で課題がある。確かな学力として身に付けることができる学校教育の充実に取り組む必要がある。
- 児童生徒の自己肯定感の低さに課題が見られるため、児童生徒理解、生徒指導、学校経営等を更に充実させる必要がある。
- 幼、小、中、高校、特別支援学校全ての校種において、インクルーシブ教育システムの理念や在り方を正しく理解し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応する教育課程や教育実践力の向上に取り組んでいく必要がある。

(生活の支援)

- 放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、クラブに登録できていない児童が高止まりの状況にあるほか、全国と比べ民間施設を活用した私立民営の放課後児童クラブが多いことから、利用料が割高となっている。公的施設活用クラブの整備促進等により、これらの一層の改善を促す必要があるほか、困窮世帯に対する利用料の支援も推進する必要がある。
- 子どもが安全・安心して過ごせる子供の居場所づくりが進んでいない地域がある。子供の居場所や子ども食堂など、困窮世帯の子どもを地域で見守り、支援する拠点を増やすことに取り組んでいく必要がある。
- 低所得世帯の子どもに対する学習習慣の定着、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組んでいく必要がある。
- 支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、支援団体の活動拠点に地域的な偏りがあることから、各関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に向けて取り組む必要がある。

(経済的な支援)

- 市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で 援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。意見交換を行い制度が効果的に実施できるよう、市町村担当者会議を引き続き開催していく必要がある。
- 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全な育成を図るための医療費助成に取り組むとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための医療費助成に取り組んでいく必要がある。

小中学生期

6 今後の課題及び展開方向について

高校生期

- 家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、就学支援金の支給やバス通学費の支援等、家庭の教育費負担の軽減に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底していく必要がある。
- 準不登校、不登校状態の生徒への支援に加え、不登校の未然防止への取組体制の充実を図る必要がある。就学継続を支援する支援員(心理系・福祉系等)を配置し、校内における生徒の相談支援や家庭へのアウトリーチ・関係機関への接続等の支援を学校と協働で取り組む必要がある。
- 低所得世帯等に対し、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう授業料等の負担軽減に取り組んでいく必要がある。

支援を要する若者

- 専門的な個別支援を必要とする子供の居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行っていく必要がある。
- 複合的な問題や課題を抱える子ども・若者を支援するため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必要である。
- 児童養護施設等を退所する児童が、夢や希望へ挑戦し自立へとつなげていくため、生活や就労の支援を行うなどアフターケアを推進する必要がある。

保護者

- 経済的な困窮により、保護者が、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いため、福祉・雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活に関する相談、保護者への就労や学び直しの支援に取り組む必要がある。
- ひとり親家庭等の家計の改善に向けて、所得水準の高い職種等への就職・転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組を拡充する必要がある。

雇用の質の改善等

- 全国と比べ、高等学校・大学等の就職内定率は低く、高卒・大卒者の無業者率、離職率も非常に高い状況にある。早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図るとともに、総合的な就職支援を行っていく必要があるほか、離職を余儀なくされた方や長期失業等による就職困難者に対する就職・生活支援を実施する必要がある。
- 正規雇用を推進する(推進しようとする)企業の求める支援等について把握、分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業員の待遇改善等に取り組む、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症による影響

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が、経済や県民生活に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、子どもの貧困対策に取り組んでいく必要がある。